

厚生労働省

労働基準局長 殿

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の 適切な実施に関する要望

日本医学健康管理評価協議会

(構成団体は別紙のとおり)

先般、平成 28 年 12 月に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において、定期健康診断等の項目の要件等の検討がまとめられました。

しかしながら、現在においても検査の一部省略を事業者が一律に行う事例があることが確認されており、事業者及び健診機関等、現場で徹底されているとはいいがたく、今後の定期健康診断の適切な実施が懸念されております。

また、現在、医療法・臨検法の改正により検体検査の品質・精度管理に係る基準を省令で定める旨の明確化、根拠規定の新設が検討されておりますが、定期健康診断の実施委託に係る品質・精度の確保と評価について特段のルールがないことも踏まえて、以下の点について、要望いたします。

- ①労働安全衛生法に基づく定期健康診断が、労働者の健康維持・管理のために適切に実施されるよう、検査項目の一部省略は「医師の判断」によって行われることを関係者に周知すること
- ②検体検査の品質・精度の確保のため、健診関係団体が実施する精度管理事業や施設認定事業に参加し、評価を受けている健診機関に定期健康診断の委託を行うことを関係者に周知すること
- ③労働者及び国民の健康寿命の延伸に向けた取組みのため、定期健康診断の実施のためのルールづくりの場を設置すること

以上

【日本医学健康管理評価協議会】

国民に対して質の高い保健事業を継続的に提供し、健診に関わる様々な課題の解決を図る目的で、平成 22 年に健診関係 10 団体により日本医学健康管理評価協議会（以下、「協議会」という。）が設立された。

平成 28 年 10 月には「国民の生涯を通じた健康情報の一元管理を目指して、健診機関等が有する健診データ仕様の標準化を図ること」等が合意され、現在、健診機関による健診標準フォーマットの運用が進められているところ。

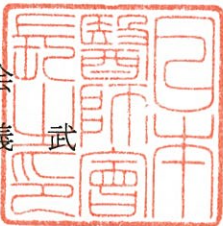
○医師の判断に基づく一部検査の省略について

労働安全衛生法に基づく定期健康診断は、労働者の健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図る目的として事業者により実施されております。

平成 28 年 12 月にまとめられた、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」では、医師の判断に基づく一部検査の省略について、胸部エックス線検査については、特に留意すべき事項を明示していることに加えて、血液検査について、「一部においては血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことも懸念されること等から、規則、厚生労働省告示に基づく、血液検査（血糖検査、貧血検査等）等を省略する場合の判断は、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認めた場合において可能であることなどについて、事業場等に対する周知、指導等により普及・徹底を図ることが必要である」旨が示されております。

(別紙)

日本医学健康管理評価協議会構成団体

公益社団法人	日本医師会	
会長	横倉 義武	
公益社団法人	全国労働衛生団体連合会	
会長	紀 陸 孝	
公益社団法人	全日本病院協会	
会長	西澤 寛 俊	
公益社団法人	日本人間ドック学会	
理事長	篠原 幸 人	
公益財団法人	予防医学事業中央会	
理事長	櫻 林 郁 之 介	
公益財団法人	結核予防会	
理事長	工 藤 翔 二	
公益財団法人	日本対がん協会	
会長	垣 添 忠 生	
一般社団法人	日本病院会	
会長	堺 常 雄	
一般社団法人	日本総合健診医学会	
理事長	福 武 勝 幸	
一般社団法人	健康評価施設査定機構	
理事長	佐 藤 祐 造	